

## 岐阜県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県ケアラー支援条例に基づき、ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、幅広い観点から意見を聴取するため、岐阜県ケアラー支援に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (意見聴取事項)

第2条 有識者会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) ケアラー支援に関する基本の方針に関すること
- (2) ケアラー支援に関する具体的施策に関すること
- (3) その他ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 有識者会議の委員は、ケアラー支援に関する学識経験者並びに当事者団体、関係団体及び行政機関の代表者等のうちから健康福祉部長が選任する。

### (任期)

第4条 有識者会議の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

### (会議)

第5条 有識者会議は、必要に応じ、健康福祉部長が招集する。

- 2 有識者会議に座長を置き、健康福祉部長が指名する。
- 3 座長は、有識者会議の進行を行う。
- 4 有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 有識者会議には、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第7条 有識者会議に事務局を置き、その事務は健康福祉部地域福祉課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。